

お客様各位

平成31年3月1日

木々の芽吹きに春を感じ、日ごとに暖かさを感じられるようになりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 確定申告について
3. 社会保険料率変更について

1. 今月の事務

前月号でもお伝えしましたが、平成30年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、30年中の年収が2千万円を超える人、給与以外の所得の合計が20万円を超える人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人、同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人などは確定申告が必要です。

そして、3月から4月は異動の時期でありその準備が必要になります。社員の配置転換や転勤、退職など異動に伴う諸手続きを前もって確認し、ミスやモレがないようにしましょう。

同一職場内の異動の場合は、特に法定の手続きは必要ありませんが、住所地が変わる転勤が生じた場合は、様々な法定の手続きが発生します。たとえば、社会保険の資格喪失と取得の手続き（本社等で健康保険と厚生年金保険の事務を一括して行なっている場合は不要）、雇用保険の「転勤届」の提出、「扶養控除等（異動）申告書」の提出先の変更、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の旧住所地への通知などです。社内事務としては、通勤手当や住宅手当の精算、貸与物品の返還、赴任先への勤務状況の連絡などがあります。

また、社員の家族に異動（進入学、卒業、就職、結婚等）が予定される場合は異動届の提出を社員に伝え、この異動届をもとに家族手当等の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更等の手続きや、必要に応じて祝金等を支給することになります。今年に入って、社会保険の扶養認定を厳格に適用するとして、被扶養者の年間収入が130万円未満の課税証明書の添付を原則とする届出書様式の変更が事業主に通知されています。実は、この取り扱いは従来から行われていたもので、扶養認定を厳密に行って欲しいと強く事業主に要請するものと考えられます。

2. 確定申告について

現在、確定申告の時期ですが、確定申告で誤りやすい事項を列挙しましたので、ご注意ください。

①副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても、収入から経費を差し引いて20万円を超える場合は雑所得として申告する必要があります。

②医療費控除の計算誤り

医療費控除の対象は薬局で購入した医薬品であって、日用品については、医療費控除の対象になりません。また、窓口で支払った医療費を補填するための、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一

時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などは、その給付の目的となった医療費の金額を限度として、支払った医療費の額から差し引きます。

③寄附金控除の適用漏れ（ふるさと納税を行った方）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、医療費控除などで確定申告を行う場合には、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

④住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用誤り

住宅取得の際に、親族に資金援助してもらった場合や、すまい給付金を受給した場合は、住宅借入金等特別控除額の計算において、その受け取った金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

3. 社会保険料率変更について

協会けんぽの健康保険料率について、今年の全国平均は昨年同様 10.00%となりますが、兵庫県については、兵庫県の医療費の増加見込みや激変緩和措置の計画的な解消等の影響により、10.14%と引き上げになり（従前 10.10%）、介護保険料率については、全国一律で、1.73%と引き上げになります（従前 1.57%）。

変更後の健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となるため、4月支給の給料から変更となります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>